

○リサイクルプラザに持ち込むことができるもの（個人用）

リサイクルプラザに直接ごみを持ち込む場合は、次の1～5のとおり分別をしてください。

1. 資源ごみ（食料・飲料のびん・缶）

飲料・食料のびん・缶



ジュース・ビール・ジャム・調味料・コーヒー・缶詰・海苔・お菓子などのびん・缶

○中をきれいにしていること。 ○ラベルはできるだけ取り除いてあること。
○キャップははずしてあること。（キャップは不燃ごみへ）

2. 不燃ごみ（縦・横・高さが60cm以下の金属、ガラス、陶器、硬質プラスチック製品等）

小型の家庭用電気製品



トースター、炊飯器、アイロン、掃除機、ビデオデッキ、ラジカセ、ドライヤー、電子キーボード、照明器具(蛍光灯は取り除くこと)など

金属製、陶磁器、ガラス製、硬質プラスチック製の家庭用品




食器類、なべ、フライパン、植木鉢、花瓶、化粧ビン、窓ガラス、鏡、スプレー缶、バケツ、プランター、ポリタンク、塗料缶、おもちゃ、ホースリール(ホースは取り除くこと)、トタン、塩ビパイプ(60cm以下に切断すること) など

○可燃性と不燃性の材質でできているものは、可能な限り可燃部分等(※)を取り除いてあること。
※可燃部分等：木・合板、綿布、皮、ゴム、軟質プラスチック、発泡スチロールなど
○塗料、灯油、化粧品などの容器類は内容物を空にしてあること。
○スプレー缶は使い切ってガス抜きがしてあること。
○小型家電、おもちゃなどは電池を取り除いてあること。
○鉢などには土や植物が付着していないこと。食器などには食品が付着していないこと。


3. 不燃粗大ごみ(不燃ごみより大きい燃えないごみ。寸法1m×1m×2mまで)

大型の家庭用電気製品
※家電リサイクル法対象機器を除く



ミシン、電子レンジ、ストーブ、空気清浄機、除湿機、扇風機など

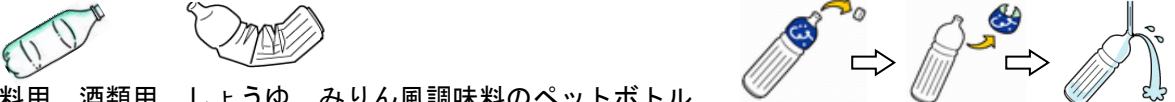
硬質プラスチック製、金属製の家庭用品



ゴルフクラブ、スキー・スノーボード、物干し竿(2m以下に切断すること)、脚立、衣装ケース、スーツケース、自転車、家庭用小型遊具、マットレスのスプリングなど

○可燃性と不燃性の材質でできているものは、可能な限り可燃部分等を取り除いてあること。
(例：マットレス、マッサージ器、ソファ、いす、スーツケースなど)
○ストーブは燃料が空にしてあること。 ※材質が木製竹製のものは不可。

4. ペットボトル




飲料用、酒類用、しょうゆ、みりん風調味料のペットボトル

○ラベル、キャップを取り除き、きれいにしていること。
●次のものは持ち込めません。持ち込めないペットボトルは可燃ごみに出してください。
×切る・塗装などして加工してあるもの ×汚れ・異物が付着しているもの
×油・ソース・化粧品など簡易な洗浄で臭いや内容物が取れないもの

5. ビデオテープ・カセットテープ

○本体（不燃ごみ）と磁気テープ（可燃ごみ）を分解しなくても持ち込めます。
●ほかのごみと同じ袋に入れしないでください。降ろす場所が異なります。
○未使用シール、歌詞カード等の可燃部分は事前に分別してください。



●裏面もご覧ください

持ち込めません

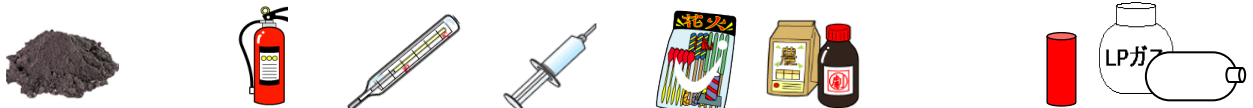
可燃物と不燃物の両方の材質でできているごみ

(可能な限り可燃部分を取り除いてあれば持ち込み可能)

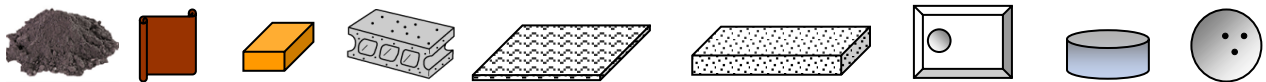
分別していないごみ



発泡スチロール、タイヤ、ゴム・軟質プラスチック製品、生ごみ、木材・木製品、皮・布等可燃ごみ、古紙類、電池・バッテリー、蛍光管、



燃え殻、糞尿、動物の死体、消火器、水銀体温計、医療系廃棄物、薬品・火薬等及びこれらの付着した容器、発炎筒、高圧ガス容器



土砂・瓦礫、瓦、レンガ・コンクリート・スレート等建設廃材、鉱物繊維等断熱・耐火材、耐火金庫、漬物石、ボウリング球、



大型楽器、原動機付車両・器具、粉末類・液体類(調味料・食用油・燃料・油脂類、塗料、農薬等)、オイルヒーター

- 事業活動に伴って生じた廃棄物(産業廃棄物)
- 法令等により、処理方法が規定されているもの
- その他適正な処理に支障を及ぼすおそれがあるもの

■持ち込めないものの処理方法につきましては、お住まいの市町村のごみ分別表をご覧ください。か、市役所・町村役場までお問い合わせください。

●家電リサイクル法対象機器



エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機

「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づく対象品は搬入できません。
小売店へ引き取りを依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。

●パーソナルコンピューター

デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、
ディスプレイ一体型パソコン、
ディスプレイ(本体セット品・単体とも対象)



「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再資源化対象品のため、搬入できません。
各機器のメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ(<https://www.pc3r.jp/>)で回収
申込み方法等が紹介されています。